

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例を廃止する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例を廃止する等の条例

(町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の廃止)

第1条 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例（平成5年6月町田市条例第16号）は、廃止する。

(町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第2条 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車料金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用できる期間を定めた駐車券（以下この条において「定期駐車券」という。）を発行することができる。ただし、次に掲げる日においては、定期駐車券を利用することはできないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 定期駐車券に係る駐車料金の額は、<u>1月当たり9,420円以内の額</u>で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	名称	位置	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>原町田一丁目第2駐車場</u></td> <td style="text-align: center;"><u>町田市原町田一丁目7番6号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車料金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用できる期間を定めた駐車券（以下この条において「定期駐車券」という。）を発行することができる。ただし、<u>原町田一丁目駐車場</u>については、次に掲げる日においては、定期駐車券を利用することはできないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 定期駐車券に係る駐車料金の額は、<u>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において</u>、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) <u>原町田一丁目駐車場</u> 1月当たり9,420円</p> <p>(2) <u>原町田一丁目第2駐車場</u> 1月当たり18,850円</p>	名称	位置	略	略	<u>原町田一丁目第2駐車場</u>	<u>町田市原町田一丁目7番6号</u>
名称	位置										
略	略										
名称	位置										
略	略										
<u>原町田一丁目第2駐車場</u>	<u>町田市原町田一丁目7番6号</u>										

附 則

この条例は、令和8年1月16日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月1日から施行する。